

理事長	園長	主任	担当者

## 国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 令和 7 年 4 月 1 日 (至) 令和 8 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 江刺保育園

(単位: 円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分ごとの内訳	
	国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		法人本部	江刺保育園
<b>前期繰越額</b>	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>	4,512,561	0	4,512,561
<b>積立</b>						
<b>当期積立額合計</b>	0	0	0	0	0	0
<b>当期取崩額</b>	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>		
	国庫補助金等特別積立金取崩額	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>		780,082
	<b>合計</b>	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>	780,082	0
	特別費用の控除項目として計上する取崩額	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>		
<b>当期取崩額合計</b>	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>	780,082	0	780,082
<b>当期末残高</b>	<del>0</del>	<del>0</del>	<del>0</del>	3,732,479	0	3,732,479

(注) 1. サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。

2. 国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。